航空機の運航に関する訓令を次のように定める。 昭和31年6月14日

> 防衛庁長官 中 船田

## 航空機の運航に関する訓令

改正

昭和36年1月12日庁訓第2号 昭和42年8月4日庁訓第19号 昭和46年10月11日庁訓第40号 昭和51年6月12日庁訓第22号 昭和59年6月30日庁訓第37号 平成元年3月15日庁訓第19号 平成4年6月19日庁訓第45号 平成4年8月10日庁訓第49号 平成6年3月28日庁訓第17号 平成11年3月19日庁訓第8号 平成11年8月24日庁訓第45号 平成12年4月28日庁訓第71号 平成13年11月2日庁訓第76号

昭和34年5月11日庁訓第27号 平成15年8月1日庁訓第59号 昭和35年10月15日庁訓第49号 平成16年7月28日庁訓第59号 平成17年9月26日庁訓第71号 平成18年3月27日庁訓第43号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年3月27日省訓第10号 平成19年8月30日省訓第145号 平成20年1月15日省訓第1号 平成21年7月17日省訓第44号 平成22年3月25日省訓第8号 平成25年3月22日省訓第16号 平成27年10月1日省訓第39号 平成12年1月21日庁訓第3号 平成27年12月10日省訓第54号 平成29年6月23日省訓第39号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成30年3月26日省訓第15号 平成13年2月26日庁訓第9号 令和4年3月29日省訓第32号 平成13年3月26日庁訓第26号 令和6年11月5日省訓第323号

(総則)

(航空機の出発)

第1条 自衛隊の使用する航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定するものをいう。以下 同じ。)の運航に関しては、別に法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2条 航空機の使用及び搭乗に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第2号)第2条第6号に規定する航空機使用 者(以下「航空機使用者」という。)は、その所属する航空機又は取り扱う航空機(以下「所属航空機」とい う。)を出発させる場合には、当該航空機の機長(編隊飛行を行う場合においては編隊長) に、運航の目的、運 航の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(乗組員)

- 第3条 航空機使用者は、所属航空機を出発させる場合には、当該機種について陸上幕僚長、海上幕僚長、航空 幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官の定める種類及び数の航空従事者(航空機の使用及び搭乗に関する 訓令第2条第8号に規定する航空従事者をいう。以下同じ。)を乗り組ませなければならない。ただし、技能 証明を有しない者の教育訓練のために所属航空機を出発させる場合には、当該教育訓練を受ける者を、その者 が修得しようとする技能に係る航空従事者に代えて乗り組ませることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、教育訓練が航空機の操縦に係るものであるときは、航空機使用者は、当該航 空機の操縦に係る技能証明を有する航空従事者に飛行を監督させなければならない。
- 3 無操縦者航空機(操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機をいう。以下同じ。) を出発させる場合における第1項の規定の適用については、同項本文中「乗り組ませ」とあるのは「航空業務 を行うことができる状態にさせ」と、同項ただし書中「者を」とあるのは「者が」と、「乗り組ませることが できる」とあるのは「航空業務を行うことができる状態にすることで足りる」とする。 (機長)
- 第4条 航空機使用者は、所属航空機を出発させる場合においては、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航

空幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官(以下「幕僚長等」という。)の定めるところにより、運航の目的に従って機長を命じなければならない。

2 機長は、飛行中搭乗者を指揮し、航空業務の実施について責任を有する。

(飛行計画)

第5条 機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において航空法第97条第1項又は第2項の規定により国土交通大臣に飛行計画を通報するときは、これを当該飛行場の管理者にも通報しなければならない。

(機長の点検)

第6条 機長は、航空機を飛行させる前に、機体、発動機、無線機、落下傘、救命胴衣等について点検しなけれ ばならない。

(航空従事者以外の者が搭乗する場合)

第7条 機長は、航空機に航空従事者以外の者が搭乗する場合には、あらかじめ、落下傘及び救命胴衣の使用法、 安全帯の使用法、緊急時の処置その他必要な事項について説明しなければならない。

(燃料)

- 第8条 機長は、航空機に、少なくとも次に掲げる量の燃料を携行しなければ、飛行してはならない。
  - (1) 有視界飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に更にその1割の量(その量が巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量)を加えた燃料の量
  - (2) 計器飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に 当該着陸予定地から代替飛行場に飛行するに要する燃料の量を加え、更に以上の量の1割の量(その量が巡 航速度で20分間(ターボジエツト発動機及びターボフアーン発動機を主な動力とする固定翼航空機以外の航 空機についてその着陸予定地又はその代替飛行場が公共の用に供する飛行場であるときは45分間)飛行する ことができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当 該量)を加えた燃料の量
  - (3) 計器飛行方式により飛行しようとする場合で代替飛行場を飛行計画に表示しないときは、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量に更に巡航速度で2時間飛行することのできる燃料の量を加えた量。ただし、着陸予定地の気象状態が到着予定時刻の前後各1時間の間雲高1,000メートル以上かつ地上視程5,000メートル以上であるという気象情報を得たときは、第1号に定める燃料の量とする。
- 2 前項第3号本文の規定は、着陸予定地から巡航速度で1時間以内に到達することができる範囲に着陸できる代替飛行場がない場合の飛行については適用しない。

(飛行場管理者の指示)

第9条 機長は、飛行場管理者が飛行場を管理するために発する指示及び飛行場について定められた運航上の基準に従うものとする。

(搭乗する人数等)

第10条 機長は、飛行に当たつては、航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の定員又は重量を超過していないかどうか及び重量の分布が適正であるかどうかを確かめ、航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の人員又は重量を超過している場合又は重量の分布が適正でない場合においては、所要の措置をとらなければならない。

(編隊飛行)

- 第11条 航空機使用者は、編隊飛行を行わせる場合には、あらかじめ編隊機に乗り組んでいる者のうちから編隊 長を命ずるものとする。
- 2 編隊長は、編隊機の機長を指揮する。
- 3 編隊長は、編隊飛行を行う前に次に掲げる事項について、編隊機の機長と打合せをしなければならない。
- (1) 編隊飛行の実施概要
- (2) 合図及びその意味
- (3) その他必要な事項

(滑空機の曳航)

- 第12条 航空機が滑空機を曳航しようとする場合には、次に掲げる基準に従わなければならない。
- (1) 単座機以外の航空機については、専任の又は兼任の連絡員を乗り組ませること。
- (2) 曳航を行う前に、次に掲げる事項について打合せをすること。
  - イ 合図及びその意味
  - ロ 出発及び曳航の方法
  - ハ 曳航索の離脱の時期、場所及び方法
  - ニ その他必要な事項
- (3) 演習地以外の場所から離陸を行う場合には、航空機と滑空機が十分な連絡を行うことを援助するため、地上連絡員を配置すること。
- (4) 航空機は、滑空機より約5メートル低い高度をとること。
- (5) 演習地以外の上空で曳航索を離脱するときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該曳航索が離脱したかどうかを航空機に連絡すること。
- (6) 曳航索は通常150メートル以上の高度で離脱すること。
- (7) 雲中及び夜間の曳航飛行は、行わないこと。(防衛大臣又はその委任を受けた者の許可を受けた場合を除く。)

(滑空機以外の物件の曳航)

- 第13条 航空機が滑空機以外の物件を曳航しようとする場合は、次に掲げる基準に従わなければならない。
  - (1) 離陸を行う場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置すること。
  - (2) 航空機が当該物件を離脱する場合において安全上必要があるときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該物件が離脱したかどうかを航空機に連絡すること。

(物件の投下)

- 第13条の2 航空機からの物件の投下は、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼす恐れのないことを確認してからでなければ、行つてはならない。
- 2 航空機からの物件の投下は、自衛隊の施設又は海上(周辺に人又は船舶(自衛隊の船舶を除く。)その他の物件が存在しない海上に限る。)において行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
- (1) 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第6章の規定に基づき行動する場合
- (2) 自衛隊の災害派遣に関する訓令(昭和55年防衛庁訓令第28号)第9条の規定に基づき防災訓練を行う場合
- (3) 航空救難に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第56号)第2条の航空救難業務の実施又はその訓練を行う場合
- (4) 自衛隊法第100条、第100条の3及び第100条の4に規定する業務を行う場合
- (5) 発動機故障その他の理由により、航空機の安全上やむを得ない場合
- 3 航空機使用者は、前項の規定にかかわらず、特に必要のある場合には、幕僚長等の承認を得て、前項の場所 以外の場所で物件を投下させることができる。
- 4 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、前項の承認に係る権限の一部を別表第1に掲げる者に委任することができる。

(落下傘降下)

- 第13条の3 航空機からの落下傘による降下は、飛行中の他の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に 危害を与え、又は損傷を及ぼすことのないよう、安全に留意して行わなければならない。
- 2 航空機からの落下傘による降下は、自衛隊の施設内で行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当 する場合にはこの限りでない。
- (1) 自衛隊法第6章の規定に基づき行動する場合
- (2) 自衛隊の災害派遣に関する訓令第9条の規定に基づき防災訓練を行う場合
- (3) 航空救難に関する訓令第2条の航空救難業務を実施する場合

- (4) 航空機の事故により、搭乗者の生命に危険のある場合
- 3 航空機からの落下傘による降下を実施する部隊又は機関の長(以下この条において「実施部隊等の長」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要のある場合には、防衛大臣の承認を得て、前項の場所以外の場所に落下傘による降下を行わせることができる。
- 4 実施部隊等の長は、前項に規定する承認を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、順 序を経て申請するものとする。
- (1) 実施部隊名及び人員
- (2) 目的
- (3) 期日及び時間
- (4) 場所及び降下高度
- (5) 関係行政機関等の意向
- (6) その他参考となる事項
- 5 実施部隊等の長は、第2項本文及び第3項の場合で、航空機からの落下傘による降下が自衛隊の航空機以外 の航空機の航行に影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、地方航空局長にあらかじめ協議しなければならな い。

(離着陸の場所)

- 第14条 航空機使用者は、所属の固定翼航空機が、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合(次 項において「場外離着陸」という。)には、防衛大臣の承認を得なければならない。
- 2 航空機使用者は、所属の回転翼航空機が場外離着陸を行おうとする場合には、幕僚長等の承認を得なければならない。ただし、防衛省本省市ケ谷庁舎(防衛省本省市ケ谷庁舎の管理に関する規則(平成12年防衛庁訓令第38号)第1条第1項に規定する防衛省本省市ケ谷庁舎をいう。)において、所属の回転翼航空機が場外離着陸を行おうとする場合については、防衛大臣の承認を得なければならない。
- 3 幕僚長は、前項の承認に係る権限の一部を別表第2に掲げる者に委任することができる。

(爆発物等の輸送)

第14条の2 航空機使用者は、航空法施行規則第194条第1項に定める物件を輸送する場合には、陸上幕僚長、 海上幕僚長又は航空幕僚長が防衛大臣の承認を得て定めるところにより行うものとする。

(射撃等の訓練)

- 第15条 機長は、訓練のため射撃、爆撃等を行う場合には、防衛大臣が関係機関と協議の上指定する区域の上空で行わなければならない。
- 2 航空機による射撃、爆撃等の訓練を行わせようとする者は、当該訓練の予定開始時刻の48時間前までに、その旨を国土交通大臣に通報するものとし、国土交通大臣に通報した後当該訓練を中止することとしたときは、 直ちにその旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

(目的地以外の飛行場等に到着した場合)

第16条 機長は、飛行の目的地以外の飛行場又はその他の場所に到着し、又は不時着した場合には、直ちに航空 交通管制機関、航空機使用者、飛行の目的地である飛行場の管理者等にその旨を通報し又は報告しなければな らない。

(航空機の灯火)

- 第17条 自衛隊法第78条第1項、第81条第2項、第82条、第82条の2又は第84条の規定による自衛隊の行動に従事する航空機が自己の位置を秘匿する必要がある場合においては、夜間において航空機を灯火をもつて表示しないことができる。ただし、これらの航空機は、この場合においても、一般の航空機と衝突の危険がある場合は、灯火その他の手段をもつて自己の位置を明らかにしなければならない。
- 2 隠密行動に関する訓練を行わせようとする者は、当該訓練のためやむを得ない必要がある場合においては、 当該訓練を航空交通管制区、航空交通管制圏、航空交通情報圏及び民間訓練試験空域以外の空域において行わ せようとするときは当該訓練の予定開始時刻の48時間前までに国土交通大臣に通報した上、航空交通管制区、 航空交通管制圏、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域において行わせようとするときはこれについて国土交

通大臣と協議の上、夜間において航空機を灯火をもつて表示させないことができる。ただし、これらの航空機は、この場合においても、訓練に参加していない自衛隊の航空機その他の航空機と衝突のおそれがある場合は、灯火その他の手段をもつて自己の位置を明らかにしなければならない。

(気象状態の通報)

第18条 機長は、飛行中又は飛行後において、飛行中における気象状態に関し関係機関から通報を求められた場合又は飛行中の気象が予報された気象と異なる場合においては、それぞれ通報を求められた事項又は自ら知り 得た気象状況につき関係機関に通報するものとする。

(情報の利用)

第18条の2 無操縦者航空機に係る航空業務に従事する隊員は、その航空業務を行うに当たつては、航空法第9 9条第1項に規定する航空機の運航のため必要な情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。 (禁煙)

- 第19条 航空機に搭乗している者は、次の各号に掲げる場合においては、喫煙してはならない。
  - (1) 航空機が地上にある場合
  - (2) 離陸直後又は着陸直前の場合
  - (3) 燃料を補給し又は移動する場合
  - (4) 燃料又はガスが漏出している場合
  - (5) 爆発物又は燃料を積載している区画に所在する場合
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか機長が禁煙を命じた場合

(アルコール又は薬物)

第20条 無操縦者航空機に係る航空業務に従事する隊員は、アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(夜間飛行の場合の装置)

- 第21条 連絡用航空機、回転翼航空機又は滑空機が夜間飛行を行う場合には、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。
  - (1) 航空灯及び操縦席灯が点灯すること。
  - (2) 操縦員は懐中電灯を有すること。
  - (3) 速度計、高度計、旋回傾斜計及び磁気ら針儀(自差修正表つき)を装備していること。ただし、回転翼航空機については、旋回傾斜計を装備しないことができる。
- 2 前項に規定する航空機以外の航空機が、夜間飛行を行う場合には、前項第1号及び第2号に掲げる事項を満たし、かつ、着陸灯及び計器灯を装備しなければならない。
- 3 無操縦者航空機が夜間飛行を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第2号」とあるのは「前項第1号(航空灯に係る部分に限る。)」と、「着陸灯及び計器灯」とあるのは「着陸灯」とする。

## 第22条 削除

(計器気象状態における飛行)

- 第23条 航空機は、計器気象状態の場合又は計器気象状態が予想される場合においては、計器飛行証明を有する 者が乗り組まなければ飛行してはならない。
- 2 無操縦者航空機の飛行に係る前項の規定の適用については、「乗り組まなければ」とあるのは「操縦できる 状態でなければ」とする。

(計器気象状態における着陸)

第24条 計器気象状態において着陸しようとする場合においては、計器飛行証明を有する航空従事者は、その計器飛行証明において有効とされた方法により、着陸するものとする。

(旋回の禁止)

第25条 航空機は、離陸して飛行場の境界を過ぎ、かつ、安全な高度に達するまでは旋回してはならない。ただし、安全上やむを得ない場合及び航空交通管制機関(航空交通管制機関がない場合は、飛行場管理者)の許可

を得た場合は、この限りでない。

(他の航空機への接近)

- 第26条 飛行中の航空機は、編隊飛行その他の接近が予定される飛行以外の場合においては、他の航空機と600 メートル以上の水平距離又は150メートル以上の垂直距離を保たなければならない。ただし、航空交通管制機 関の別段の指示があつた場合は、これによる。
- 2 飛行中の航空機と他の航空機との間で前項の規定に反する接近が行われた場合においては、当該航空機の機長、航空交通管制部隊の長又は航空警戒管制部隊の長は、航空交通異常接近として防衛大臣が別に定めるところにより、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

(事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告)

- 第26条の2 航空機と他の航空機(自衛隊の使用する航空機を除く。以下この条において同じ。)との間で次の各号に掲げる事態が発生した場合においては、当該航空機の機長又は航空交通管制部隊の長は、事故が発生するおそれがあると認められる事態として防衛大臣が別に定めるところにより、速やかに防衛大臣に報告するものとする。
  - (1) 他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
  - (2) 他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

(出動の場合)

第27条 防衛出動又は治安出動の場合においてこの訓令の規定により難いときは、防衛大臣は、国土交通大臣と 協議の上、別段の指示をするものとする。

(委任規定)

第28条 この訓令の実施に関し必要な事項は、それぞれ幕僚長等が定める。

附則

この訓令は、昭和31年9月1日から施行する。

附 則(昭和34年5月11日庁訓第27号)

この訓令は、自衛隊法施行令の一部を改正する政令(昭和34年政令第168号)施行の日から施行する。

附 則(昭和35年10月15日庁訓第49号)

この訓令は、昭和35年10月15日から施行する。

附 則(昭和36年1月12日庁訓第2号)

- 1 この訓令は、昭和36年1月12日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第4条の規定に基づき噴射推進を主とする固定翼航空機に限定された者についてこの訓令による改正後の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の適用については、ターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機に限定されたものとみなす。

附 則(昭和46年10月11日庁訓第40号)

この訓令は、昭和46年10月11日から施行する。

附 則(昭和51年6月12日庁訓第22号)(抄)

1 この訓令は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日庁訓第37号)(抄)

し この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月15日庁訓第19号)

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成4年6月19日庁訓第45号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年6月19日から施行する。

附 則 (平成4年8月10日庁訓第49号)

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則(平成6年3月28日庁訓第17号)

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則(平成11年3月19日庁訓第8号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則(平成11年8月24日庁訓第45号)

この訓令は、平成11年8月25日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の航空機の運航に関する訓令第13条の2第2項第5号及び第13畳の第2項第5号中自衛隊法第100条の9に基づき後方地域支援としての物品又は役務の提供を実施する場合に係る部分の規定は、同年9月25日から施行する。

附 則(平成12年1月21日庁訓第3号)

この訓令は、平成12年2月1日から施行する。

附 則(平成12年4月28日庁訓第71号)

この訓令は、平成12年5月8日から施行する。

附 則(平成13年1月6日庁訓第2号)(抄)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年2月26日庁訓第9号)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日庁訓第26号)

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則 (平成13年11月2日庁訓第76号)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則(平成15年8月1日庁訓第59号)

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月28日庁訓第59号)

この訓令は、平成16年7月29日から施行する。

附 則(平成17年9月26日庁訓第71号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日庁訓第43号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。 附 則(平成19年3月27日省訓第10号)(抄)

1 この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成19年8月30日省訓第145号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年1月15日省訓第1号)(抄)

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則(平成21年7月17日省訓第44号)(抄)

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号)の施行の日から施 行する。

附 則(平成22年3月25日省訓第8号)(抄)

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日省訓第16号) (抄)

この訓令は、自衛隊法の一部を改正する法律(平成24年法律第100号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年12月10日省訓第54号)(抄) (施行期日)

- この訓令は、平成27年12月10日から施行する。
  附 則(平成29年6月23日省訓第39号)(抄)
  この訓令は、平成29年7月1日から施行する。
  附 則(平成30年3月26日省訓第15号)(抄)
  (施行期日)
- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。 附 則(令和4年3月29日省訓第32号) この訓令は、令和4年3月31日から施行する。 附 則(令和6年11月5日省訓第323号) この訓令は、令和6年11月5日から施行する。

別表第1(第13条の2関係)

陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
陸上総隊司令官	護衛艦隊司令官	航 空 総 隊 司 令 官
方 面 総 監	航空集団司令官	航空支援集団司令官
師 団 長	地 方 総 監	航空教育集団司令官
旅団長	教育航空集団司令官	航空開発実験集団司令官
第1ヘリコプター団長		航空方面隊司令官
航 空 学 校 長		
教育訓練研究本部長		

## 別表第2 (第14条関係)

	陸	上	自 1	<b></b>	隊				海	上	自	徫	· [8]	Ŕ		航	空	自	衛	隊	
险	整 上	総	隊 言	i) -	令	官	;	護	衛	艦	隊	司	令	官	航	空	総	隊	司	令	官
力	Ħ	面	糸	忩		監	;	航	空	集	寸	司	令	官							
fī	币	[	寸			長		地		方		総		監							
折	衮	[	寸			長	;	教	育舶	九 空	集	団言	引令	官							
第	第 1 ^	、リコ	プク	- 団	長																
舶	九 2		学	校		長															
孝	数 育 詞	川練る	研 究	本	部	長															